

汐見台小学校いじめ防止基本方針

令和6年3月 改訂版

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1)いじめの定義

(いじめ防止対策推進法:平成25年法律第71号 第一章総則 定義 第二条)

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2)いじめ防止に向けた基本理念

全ての子どもはかけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは人と人との関わり合いの中で自己の特性や可能性を認識し、また他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、本校では、

- ・いじめは、どの学級にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であるととらえ、いじめを防止するために特定の子どもの問題とせず、広く学校、地域社会全体で真剣に取り組む。
- ・子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、相互に協力し、活動する必要があるとともに、子ども自らも安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会の設置」

(1)委員会の構成員

- ・汐見台小学校いじめ防止対策委員会を設置する。この会は学校長直属の組織とし、いじめ問題に迅速かつ適切に対処するために関係職員を招集する。

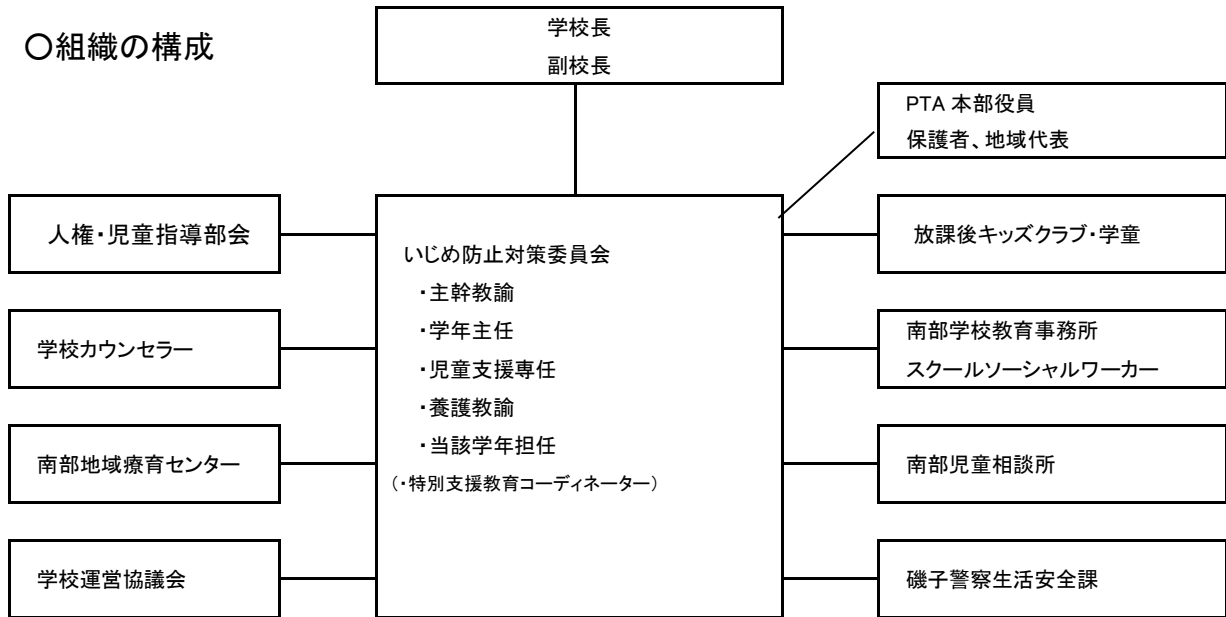
[関係職員]

○副校長 ○主幹教諭 ○児童支援専任 ○養護教諭 ○当該学年担任

(必要に応じて)

○学年主任 ○専科等教員 ○特別支援教育コーディネーター ○PTA 本部役員 ○学童の指導員等
○学校運営協議会委員 ○放課後キッズクラブ ○保護者・地域の代表
○学校カウンセラー ○スクールソーシャルワーカー等心理や福祉の専門家

○組織の構成



(2) 委員会の運営

- ・この会は学校長直属の組織として常設し、月1回定期的に開催する。いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を招集し、迅速かつ適切に対処していく。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

- ・いじめが疑われる場合はこの委員会が中核となり判断や対応を行う。また情報の収集や記録、対応に関する役割分担をし、重大事項が起こった場合はこのいじめ防止対策委員会で調査を行う。
- ・この委員会は児童支援委員会と連携し、いじめ早期発見のための情報交換、子どもの実態把握に努める。
- ・いじめ防止に向けた年間計画を作成し、PDCA サイクルでの検証を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ・豊かな心の育成のため、学校教育活動全体を通し年間計画に基づき、人権教育や道徳教育の実践に取り組む。
- ・コミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参加、活躍できるような授業作りや集団作りを行う。
- ・年間を通した異学年交流活動の実践も生かす。その中で集団の一員としての自覚や自信を育て互いを認め合える人間関係・学校風土作りを行い、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境を作っていく。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を周知していく。

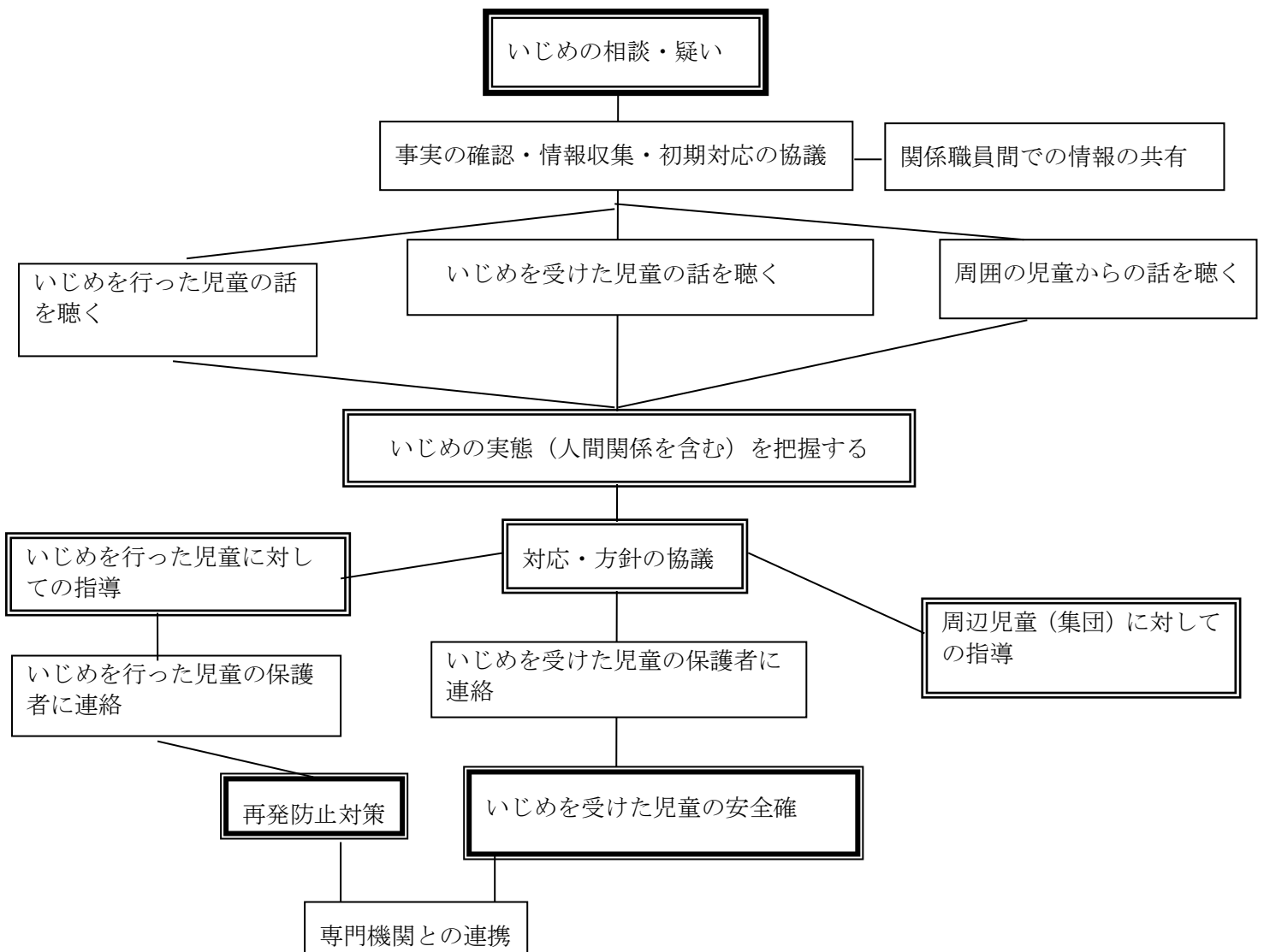
(2) いじめの早期発見

- ・日ごろから教職員と児童の信頼関係の構築に努める。
- ・いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識し児童の小さな変化を鋭敏に察知し、いじめを見逃さないよう情報を収集し共有していく。
- ・YP アセスメントシートの活用、生活アンケートやいじめ防止啓発月間等における取り組みなどにより、いじめの実態把握に努める。

- いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、アンケートや聞き取りから事実関係の把握を行い、いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(3)いじめに対する措置

- いじめを察知した教職員は、特定の教職員で抱え込まず、当該学年の担任や児童支援専任に連絡し、管理職に報告、いじめ防止対策委員会で組織的に対応を協議する。
- いじめをやめさせるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。いじめを受けた児童に対しては、事情・心情を聞き取り、継続的なケアを行う。
- いじめを行った児童に対しては、事情・心情を聞き取り、再発防止に向けて適切に指導するとともに児童の状態に合わせた継続的な指導及び支援を行う。いじめを知らせてきた児童に対しても、配慮していく。



(4)いじめ解消

- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめの行為が少なくとも3か月を目安に止んでいること
- いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

これらのことについて、担任をはじめ、全職員で日々の様子を見とり、いじめを受けた児童やその保護者に対して、個人面談などを通していじめ解消の確認を行い、判断する。

(5) 教職員等への研修

- ・職員の人権意識を向上するための研修、いじめ防止や、児童の人間関係に関わる指導法研修を継続して行う。
- ・「横浜市いじめ防止基本方針」「いじめ根絶！横浜メソッド」「子どもの社会的スキル 横浜プログラム」などを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について全職員で共通理解を図る。

(6) 学校運営協議会等の活用

- ・PTA 本部役員も保護者の窓口として対応する。
- ・学校運営協議会、懇談会、中学校区学校・家庭・地域連絡事業などにおいていじめ防止の指導方針等情報提供や意見交換の場を設ける。
- ・家庭教育の大切さや、いじめのもつ問題性等理解のために学校だより等による広報活動を行う。
- ・学校運営協議会では学校の経営方針の理解だけでなく、学校内外、地域での子どもたちの様子や人間関係等について情報交換を行う。

(7) 取り組みの年間計画

4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ いじめの定義・児童理解研修、学区確認・地域巡り、スマートフォンなど情報モラル教育の推進
5月	児童理解研修・個人面談・第一回学校運営協議会 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 (記名式アンケート・教育相談)
6月	児童理解研修・YP アセスメント・生活アンケート・人権教育の取り組み
7月	横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い) いじめ未然防止にかかわる研修 人権研修(職員)
8月・9月	第一回 YP アセスメントの職員研修、他者理解研修・特別支援教育研修 第二回学校運営協議会 横浜子ども会議(区交流会)
10月	YP アセスメントにもとづく「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の実践、
11月	生活アンケート、YP アセスメント
12月	いじめ解決一斉キャンペーン(アンケート・児童面談)、個人面談、人権週間 第三回学校運営協議会
1月	第二回 YP アセスメントの職員研修
2月	磯子区小・中・高校生サミット(中学校ブロックでの話し合い) 「いじめ防止基本方針」の見直し 第四回学校運営協議会
3月	年間の振り返り新年度への引継ぎ
年間	いじめ防止対策委員会、児童理解会議(月 1 回・随時)教育相談(随時)

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は以下のとおりである。

- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)
- ・「いじめによる当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号)とされている。

(2) 発生の報告

- ① 重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。
- ② 「いじめ防止対策委員会」を中核として直ちに対処するとともに、再発防止の視点 で調査を

実施する。

- ③ いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- ・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCA サイクル)。
- ・必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、処置を講じるまた、必要があると認められるときは、この学校基本方針を改定し、あらためて公表する。